

(広告第4号様式)

川崎市 広告募集説明書 (印刷物広告媒体資料)

募集件名	さいわいガイドマップ(平成29年度配付版)				
募集の内容	幸区のガイドマップの広告枠を販売します。このマップは、幸区の地図やバス路線図などの情報を転入者、来訪者及び区民のみなさんに提供することを目的とし、14,000部発行します。幸区役所、日吉出張所等の区内公共機関等で配付します。 別添「広告掲載仕様書」のとおり広告を掲載することができます。 広告の掲載を希望する事業者又は広告代理店は、別紙申込書により期間内に申し込んでください。				
発行部数	14,000部				
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様				
申込資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。				
選定基準	1枠あたりの広告料が別紙広告掲載仕様書に示した最低広告料以上の最も高い金額を提示した者から順に選定します。同額の提示が複数あった場合は、希望する枠数が多い者で、残枠数の範囲に収まる者から順に選定します。上記によっても選定できない場合は抽選により決定します。				
募集についての説明	期間	平成28年12月26日 から 平成29年1月13日	15時 まで		
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。			
申込み	期間	平成28年12月26日 から 平成29年1月13日	15時 まで		
	方法	下記担当まで、直接持参、FAX又はメールにて。			
担当部署	幸区役所まちづくり推進部地域振興課				
	住所	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1			
	電話・FAX	電話	044-556-6606	FAX	044-555-3130
	eメール	63tisin@city.kawasaki.jp			

【添付資料】 なし あり (広告掲載仕様書、広告掲載申込書、役員等氏名一覧表及び同意書)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-1-0-0-0-0-0.html>

(広告第4号様式)

広告掲載仕様書(印刷物広告媒体資料)

1 印刷物の概要

名称		さいわいガイドマップ(平成29年度配付版)	
規格	判型	菊判、変形蛇腹折	
	ページ		
発行部数		14,000部	
発行頻度		年1回	
発行日		平成29年3月	
配付期間		平成29年4月～平成30年3月まで	
配付エリア		幸区内	
配付対象者		主に幸区の転入者、その他、幸区役所、日吉出張所の来訪者等	
内容等		幸区内の地図情報、避難場所一覧、バス路線図、区内のみどころ等を掲載。	
配付方法		〈転入者〉幸区役所区民課窓口で転入手続きをされた方へお渡しします。その他、大規模マンション入居予定者への転入説明会にて配付する場合があります。 〈来訪者〉区役所、出張所で希望者にお渡しします。その他、区内のイベントにて配付する場合があります。	
発行元		幸区役所まちづくり推進部地域振興課	



2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	最低広告料(1枠・税込)
裏表紙・①から⑥	縦90mm×横60mm	6枠 ※上限2枠まで	4色	20,000円

広告掲載が望ましくない業種・内容	川崎市広告掲載基準第3条による		
入稿締切	平成29年2月3日 午前10時まで	入稿形態	電子データ(ai、eps、pdf、jpg等)
留意事項	※川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。 ※広告料には、制作費(版下・デザイン)は含んでおりません。 ※入稿前に幸区役所広告掲載委員会において、原稿内容の審査を行います。審査の結果、広告内容(表現等)の修正をご相談させていただく場合があります。予めご了承ください。 ※完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。 ※原稿内に、広告である旨を明記してください。		